

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成30年  
10月30日  
(火曜日)

## 目次

- 告示
  - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)……………
  - 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………
  - 山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課)……………
- 公告
  - 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課)……………
- 教委規則
  - 山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則……………
- 雑報
  - 県報の正誤(平成三十年七月十三日山口県告示第二百六十四号)……………

### 山口県告示第三百六十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成三十年十月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

名	医	療	機	在	地	廃	止	年	月	日
おきの内科糖尿病クリニック				熊毛郡平生町大字平生村五六三の五				平成三〇、	八、	二八

松井歯科医院 〃 岩国市麻里布町三丁目二〇番一〇号 〃 九、七  
 重本歯科医院 〃 岩国二丁目二番二四号 〃 八、三一

### 山口県告示第三百六十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年十月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

名	医	療	機	在	地	指	定	年	月	日
おきの内科糖尿病クリニック				熊毛郡平生町大字平生村五五二の四				平成三〇、	八、	二九
重本歯科医院				岩国市岩国二丁目二番二四号				〃	九、	一

### 山口県告示第三百六十八号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示(昭和四十一年山口県告示第四百六十六号)の一部を次のように改正する。

平成三十年十月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

一の表中

宇部市楠総合支所

を

宇部市北部総合支所

に、

宇部交通安全協会 会長 道中寿

に、

宇部交通安全協会 会長 高橋明

を

大字際波

を

厚南北三丁目二番一二号

に改める。

(二五二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成三十年六月十二日山口県公告(一二五)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関

市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十年十月三十日から同年十一月三十日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年十月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパーセンタートライアル小月店

所在地 下関市清末五毛一丁目四番一号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパーセンタートライアル新下関店

所在地 下関市一の宮町一丁目四の七

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二五二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成三十年六月十二日山口県公告(一二六)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十年十月三十日から同年十一月三十日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市商工水産部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年十月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパーセンタートライアル際波店

所在地 宇部市大字際波一四四五の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパーセンタートライアル東岐波店

所在地 宇部市大字東岐波六六八七の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。



山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十月三十日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第九号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則(昭和三十二年山口県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表山口県立柳井高等学校の項中「140」を「150」に改め、同表山口県立新南陽高等学校の項中「160」を「140」に改め、同表山口県立防府高等学校の項中「240」を「220」に改め、同表山口県立防府西高等学校の項中「160」を「150」に改め、同表山口県立山口中央高等学校の項中「200」を「180」に改め、同表山口県立西京高等学校の項中「175うち35」を「160うち40」に改め、同表山口県立厚狭高等学校の項中

「3」を「40」を「3」を「35」に改め、同表山口県立美祢青嶺高等学校の項中

「60」を「50」に、「30」を「25」に改め、同表山口県立西市高等学校の項を次のように改める。



平成三十年十月三十日印刷  
平成三十年十月三十日発行

発行人所

山口県知事庁

道路用地とするため	正	道路用地とするため (一次の図)は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び宇部市北部・農林振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。	誤	五	ページ
				上	段
				五〇七	行